

令和 8 年度松江市介護保険事業者集団指導

「第 1 回集団指導（パワーポイント指導）」

令和 8 年 5 月
松江市介護保険課

もくじ

01 はじめに

02 令和7年度の

(1)給付適正化について

(2)訪問介護における同一建物居住者へのサービス提供について

03 介護施設・事業所が行う申請・届出書類のアドバイス
【変更届編】

04 「高齢者施設向け感染症対策」研修動画の活用

05 厚生労働省 社会保障審議会(介護保険部会)・介護給付費分科会
資料より

06 今後の集団指導スケジュール (予定)

07 終わりに

01

はじめに

01.はじめに

- 1)令和7年度に起きた注意点や留意事項を、令和7年度第2回集団指導に引き続き掲載します。
令和8年度の介護施設・事業所運営に活用してください。
- 2)電子申請届出システムの活用が進んでいます。
電子申請届出システムでの申請・届出に関わらず、記載誤りや記載漏れが見受けられます。
今回は「変更届」の基本的な部分を解説します。
- 3)島根県は、島根大学医学部との連携により作成された動画コンテンツを提供しております。
その中から、介護報酬告示や介護サービス基準省令に関する研修コンテンツを紹介しますので、効率的な事業運営に活用してください。

01.はじめに

4)厚生労働省の動向

◎次回の介護報酬改定は、令和9年4月です。

厚生労働省 社会保障審議会介護保険部会（以下「介護保険部会」と記す）・
介護給付費分科会（以下「給付費分科会」と記す）で示される資料を掲載し、
介護保険部会や給付費分科会での議事録などをもとに、可能な限り事前の考
察をしたいと考えています。

◎介護保険部会や給付費分科会の資料掲載後、数日経過してから議事録が掲載
されます。このことから、資料掲載後、改定内容に訂正をする場合があります。
す。

◎最終的には、令和9年3月上旬に発表される「令和9年度介護報酬改定にお
ける改定事項について」の内容が介護報酬告示と介護サービス基準省令に反
映されます。

可能な限り最新の資料に更新して掲載をしますので、各介護施設・事業所
において、令和9年4月の体制に向けた事前準備の資料として活用してくださ
い。

(参考)

厚生労働省 介護保険部会

検索



厚生労働省 介護給付費分科会

検索



検索エンジンによっては最新
ページを検索しない場合があ
ります。

02

令和7年度の振り返り

(1)給付適正化事業について

(2)訪問介護における同一建物
居住者へのサービス提供に
ついて

02.令和7年度の振り返り

(1)給付適正化について(1)

◎適正化事業に関する調査結果報告(1)

○住宅改修費支給（**現地調査**）

申請どおりの住宅改修が適切に行われ、改修によって安全に過ごせているかを確認する目的で調査を行いました。

⇒令和7年度は**5件実施**、いずれも適正と認定しました。

このうち、2件は住宅改修の事後申請の際に疑義が生じたことから、手すりの長さを計測、使用感の聞き取りを行いました。その他の3件については、使用者の動きの確認や聞き取りを行い、安全性や精神的な不安が軽減されたと回答がありました。

○福祉用具販売（**現地調査**）

令和6年4月からの貸与・販売の選択制開始によるものの他、用具購入が適切であり、用具を使用して安全に在宅生活が送れているかを確認する目的で調査を行いました。

⇒令和7年度は**6件実施**、いずれも適正と認定しました。

購入された福祉用具の写真の撮影と聞き取りを行いました。全ての現地調査で、本人や家族から購入してよかったとの回答がありました。

02.令和7年度の振り返り

(1)給付適正化について(2)

◎適正化事業に関する調査結果報告(2)

○福祉用具貸与（**軽度者申請の調査**）

軽度者（要支援1～2、要介護1：例外種目有）に対する福祉用具の貸与は、その状態像から使用が想定しにくい種目に対する保険給付は原則認められていません。

ただし、厚生労働省が告示で定める状態像に該当する者については、要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合のほか、松江市へ「軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認書（以降「確認書」という）」等の書面が提出され要否が判断された場合に限り、例外的に保険給付を認めることとしています。

令和7年度は請求実績がある一方で確認書等の提出が確認できなかった**7事業所**に対して提出状況等の聞き取りを行い、保険給付の可否について結果を通知しました。

（令和7年9月サービス提供分）

確認書の提出は、令和7年4月からメールでの受付を開始していましたが、今後は**メール受付を廃止し「しまね電子サービス」での受付に移行します**。運用方法など、近日中に関係事業所へ周知を行う予定です。確認書の提出漏れが無いよう、適正給付に努めてください。

02

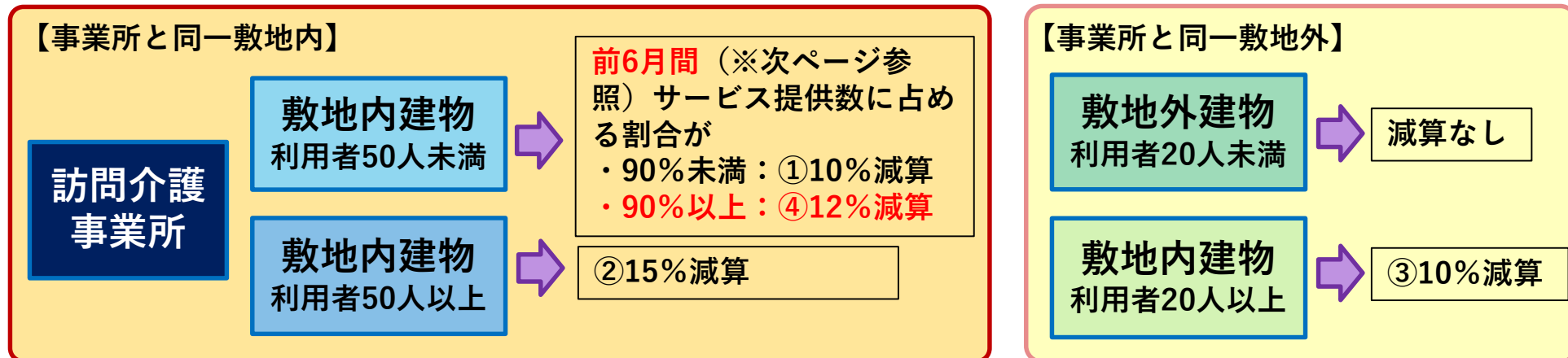
令和7年度の振り返り

- (1) 給付適正化事業について
- (2) 訪問介護における同一建物
居住者へのサービス提供に
ついて

02.令和7年度の振り返り

(2)訪問介護における同一建物居住者へのサービス提供について(1)

《減算の考え方》



《算定要件と体制届の関係》

減算内容	算定要件	体制等届出
①10%減算	事業所と同一の敷地又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当するものを除く）	届出必要：「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）」に該当
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の数が1月あたり50人以上の場合	届出必要：「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上）」に該当
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）	届出不要
④12%減算	前6月間（※次ページ参照）に提供した訪問介護サービスの影響件数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する者を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合）	届出必要：「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）」に該当

02.令和7年度の振り返り

(2)訪問介護における同一建物居住者へのサービス提供について(2)

≪12%減算が適用される判定期間の考え方≫

判定期間	体制等届出	減算適用期間
3月1日から8月31日の6月間	9月15日までに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出	10月1日から翌3月31日まで
9月1日から翌2月末日の6月間	3月15日までに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出	4月1日から9月30日まで

訪問介護事業所と**同一敷地内に利用者が50人未満の建物がある場合**、当該訪問介護事業所の全サービス提供数に占める当該建物での利用者の割合が、上記の期間で「90%を未満なのか、90%以上なのか」を**必ず判定してください**。

- ・90%未満の場合：上記減算適用期間での減算率は10%
- ・90%以上の場合：上記減算適用期間での減算率は12%

上記期間での判定の結果、それまでの「該当」（もしくは「非該当」）から変更がなければ、介護給付費に係る体制等に関する届出書（加算届）の提出は不要です。

03

介護施設・事業所が行う申請・
届出書類のアドバイス
【変更届編】

03.介護施設・事業所が行う申請・届出書類のアドバイス【変更届編】

(1) そもそも「変更届」とは(1)

(1)介護保険法では次のように定められています。(介護保険法記載の要約)

《居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援》

指定○○（サービス）事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を指定権者に届けなければならない。

(参考) 介護保険法の記載条文

- 指定居宅サービス、指定介護予防サービス
 - ・介護保険法第75条、第115条の5
- 指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス
 - ・介護保険法第78条の5、第115条の15
- 指定居宅介護支援
 - ・介護保険法第82条
- 指定介護予防支援
 - ・介護保険法115条の25

03.介護施設・事業所が行う申請・届出書類のアドバイス【変更届編】

(1) そもそも「変更届」とは(2)

(1)介護保険法では次のように定められています。(介護保険法記載の要約)

《施設サービス》

(指定) ○○施設の開設者は、開設者の住所その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは厚生労働省令で定めるところにより、**10日以内**に、その旨を指定権者に届けなければならない。

(参考) 介護保険法の記載条文

- ・ 指定介護老人福祉施設
介護保険法第89条
- ・ 介護老人保健施設
介護保険法第99条
- ・ 介護医療院
介護保険法第113条

03.介護施設・事業所が行う申請・届出書類のアドバイス【変更届編】

(1) そもそも「変更届」とは(3)

(2)前ページまでの「厚生労働省令」とは「**介護保険法施行規則**」のことです。
「介護保険法施行規則で定める事項（変更届が必要な事項）」は、次の記載
条文に示されています。

- 指定居宅サービス、指定介護予防サービス
 - ・介護保険法施行規則第131条、第140条の22
- 指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス
 - ・介護保険法施行規則第131条の13、第140条の30
- 指定居宅介護支援
 - ・介護保険法施行規則第133条
- 指定介護予防支援
 - ・介護保険法施行規則第140条の37
- 指定介護老人福祉施設
 - ・介護保険法施行規則第135条
- 介護老人保健施設
 - ・介護保険法施行規則第137条
- 介護医療院
 - ・介護保険法施行規則第138条

03.介護施設・事業所が行う申請・届出書類のアドバイス 【変更届編】

(2) 変更届の記載にあたっての注意点(1)

別紙様式第一号(五)

(例) 居宅サービス・施設サービス・介護予防サービスの「変更届出書」

変更届出書

年 月 日

(あて先) 松江市長

所在地

申請者

名称

代表者姓名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を重要しましたので届け出ます。

指定内容を記載した事業所等	介護予防事業所番号	法人番号	名称	所在地
サービスの種類				
変更年月日	年 月 日			
変更があった事項(該当に○)	変更の内容			
事業所(施設)の名称	(変更前)			
事業所(施設)の所在地	(変更前)			
設置者の名称	(変更前)			
おたる事務所の所在地	(変更前)			
法人等の種類	(変更前)			
代表者(代表者)の氏名、生年月日、住所及び職名	(変更前)			
代表者(代表者)の職名、生年月日、住所及び職名	(変更前)			
当該事業に関するもの(記号)	(変更前)			
事業所(施設)の建築物の種類及び標準区分	(変更前)			
物品(新築入浴介護事業及び介護予防型入浴介護事業)	(変更前)			
利用者の指定数	(変更前)			
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所	(変更前)			
介護老人保健施設は、事前に承認を受ける。	(変更前)			
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び職名	(変更前)			
運営経費	(変更前)			
協力医療機関・協力歯科医療機関	(変更前)			
事業所の種類	(変更前)			
提供する指定介護管理指導の種類	(変更前)			
事業実施形態	(変更前)			
本庁施設が特別介護老人ホームの場合の おたる類型・供給事業類型の別	(変更前)			
利用費、入所費又は入居費等の定員	(変更前)			
福祉用具の提供・調整方法	(変更前)			
委託している場合にあつては、委託先の氏名	(変更前)			
施設施設の状況等	(変更前)			
介護士専門員の氏名及びその登録番号	(変更前)			

届出は、変更日の10日以内をお願いします。

申請者は法人です。
法人の所在地、法人の名称、法人の代表者名を書いてください。

事業所番号は必ず記載してください。
法人番号が分からない場合、空欄で構いません。
事業所名、事業所の所在地を書いてください。

「変更日」とは変更が発生した(する)日付です。

変更の該当項目に「○」をつけてください、(変更箇所が複数ある場合は、該当する変更項目の全てに「○」を付けてください。

可能な限り、この欄内に変更内容を記載してください。
運営規程を変更される場合、変更後の運営規程を添付してください。

居宅・施設・介護予防の変更届出書を例示していますが、上記は全てのサービスの届出書に当てはまりません。

1 「サービスの種類」に該当する付表と必要事項を添付してください。
2 「変更があった事項」の「変更の項目」は、変更前と変更後の両方が具体的に分かるように入力してください。
なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表(変更前と変更後の内容を入力、付表以外の付表)の両方の変更内容は、「変更の内容」の(変更前)と(変更後)欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

03.介護施設・事業所が行う申請・届出書類のアドバイス 【変更届編】

(2) 変更届の記載にあたっての注意点(2)

付表第一号(十三) 介護老人福祉施設の施設長に係る届出書

(例) 介護老人福祉施設の付表

The form contains several sections with red boxes highlighting key areas for attention:

- Facility Name and Location:** A box at the top left highlights the fields for 'Name' (名称), 'Address' (所在地), 'Postal Code' (郵便番号), and 'City/Town/Village' (市区町村).
- Contact Information:** A box in the middle left highlights the fields for 'Telephone' (電話番号), 'FAX' (FAX番号), and 'Email' (Eメール).
- Staff Information:** A large box at the bottom left highlights the 'Personnel' (人員) section, which includes tables for 'Nursing Staff' (介護職員) and 'Other Staff' (その他の職員).

事業所名（施設名）・事業所の所在地を記載してください。

正しい電話番号、FAX番号、Emailアドレスを記載してください。
 ※電話番号、FAX番号、Emailを変更される場合も変更届の対象です。

正しい管理者情報を記載してください。
 特に兼務情報は最新のものをご確認ください

人員基準に照らし合わせて、過不足がないか確認して記載してください。

介護老人福祉施設の付表を例示しましたが、上記の内容は、全てのサービスの付表に当てはまりません。

(注意)

- 電子申請届出システムで付表を作成される場合、変更前の情報より、変更後の情報が重要です。変更後の情報が正しく作成されているか確認をして、提出してください。

※ 1 法人番号が不明な場合は、届出番号をつけて記載するか又は法人番号が不明な場合は届出番号を付して記載し、
 2 「法人番号」欄に「法人番号不明」と記載し、届出番号を記載する(届出番号)については、意味は「届出番号」欄に記載する
 3 施設長(主任)は、施設長(主任)に就任した日から、届出番号を付して記載する(届出番号)欄に「届出番号不明」と記載する
 4 兼務者の場合は、その兼務の業務内容(兼務の業務)欄に「兼務」と記載し、その兼務の業務内容(兼務の業務)欄に「兼務」と記載する
 5 介護士(介護士)に代わって「介護士(兼務)」と記載し、その兼務の業務内容(兼務の業務)欄に「兼務」と記載する

03.介護施設・事業所が行う申請・届出書類のアドバイス【変更届編】

(3) 「変更届」が必要な事項の確認

○松江市介護保険課では、介護保険法施行規則に基づいて、変更届が必要な事項と提出物（添付書類等）の一覧をホームページに掲載しています。

(掲載場所)

松江市ホームページトップ > 健康・福祉 > 【事業者向け情報】医療・福祉関係 > 【事業者向け情報】介護保険 > 申請書・報告書・届出書（介護保険） > 指定(更新)申請・変更届出等の様式（全サービス） > (3)添付書類等・チェックリスト・変更届出時



サービスごとに、変更届の内容や添付書類等が異なりますので、ご確認ください。

04

「高齢者施設向け感染症対策」 研修動画の活用

04. 「高齢者施設向け感染症対策」研修動画の活用

(1) 「高齢者施設向けの感染症対策」研修動画

高齢者施設等で日頃感じるBCPと感染症(衛生管理)についての疑問の解決に活用していただくことを目的に、「しまね健康情報e-ラーニングシステム」の『しまねCOMMONS』に研修動画が掲載されています。

(2) 動画内容

- ・ 「これでわかる！BCPと感染症について～①お悩み解決編～」(約10分)
- ・ 「これでわかる！BCPと感染症について～②見直し実践編～」(約13分)

(3) 視聴方法 (手順)

①

検索



② 新規登録

③ ログイン

④ 「これでわかる！BCPと感染症について」を選択し視聴

04. 「高齢者施設向け感染症対策」研修動画の活用

(4) 「高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）」との関係

- ・この動画の視聴完了で「高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）」の研修要件（※）を満たすものとして取扱います。

（※）研修要件とは

当該加算を算定するためには「医療機関が行う院内感染症に関する研修又は訓練を1年に1回以上参加し、指導及び助言を受けること」とされています。

(5) 運営基準との関係

- ・上記加算の算定の有無に関わらず、居宅サービス基準192条により準用する同104条（介護老人福祉施設基準第29条）第2項に基づき行う、「介護職員その他従業員に対して実施する感染症の予防及びまん延防止のための研修」にも該当します。
- ・このことから、上記加算の算定の有無に関わらず、この動画で研修をした際は、その研修記録等を残してください。

04. 「高齢者施設向け感染症対策」研修動画の活用

(6) しまね健康情報e-ラーニングシステムとは

島根県と島根大学医学部環境保健医学講座が連携し、日々の健康に役立つ情報を、研修・講座を動画で視聴できます。

○ 「しまねCOMMONS」

島根大学医学部が監修した身近な疾病の基礎知識や治療に関する最新情報が掲載されています。

医療関係者・介護サービス従事者の皆様向けのコンテンツです。

○ 「しまねMAMEインフォ」

県民の皆様が、健康に関する情報を視聴いただけるコンテンツです。

高血圧、運動、食事など日々の生活習慣に取り入れたい内容や、医療費の仕組みなど様々なテーマで掲載されています。

前ページで紹介した「高齢者施設向け感染症対策」だけでなく、介護施設・事業所でも幅広く役立つコンテンツがありますので、日々の業務に役立ててみてください。

05

厚生労働省 社会保障審議会(介護保険部会)・介護給付費分科会 資料
より

- (1)協力医療機関連携加算に係る要件変更について
- (2)やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い
- (3)通信機能を備えた福祉用具について

05.厚生労働省 社会保障審議会(介護保険部会)・介護給付費分科会 資料より

令和8年3月30日介護給付費分科会

(1) 協力医療機関連携加算に係る要件変更について(1)

- 令和6年度診療報酬・介護報酬の同時改定において、介護保険施設等に対して、入所者の病状急変時等に相談・診療を常時行う体制や、入院が必要な場合に原則受け入れる体制を確保している協力医療機関を定めることが、3年間の経過措置期間を設けた上で義務化された。
- また、令和6年度診療報酬改定では、介護保険施設等の入所者の病状急変時における適切な対応及び施設内における生活の継続支援を推進する観点から「協力対象施設入所者入院加算」を、介護保険施設等に入所している高齢者が可能な限り施設内における生活を継続できるよう支援する観点から「介護保険施設等連携往診加算」を新設した。
※「協力対象施設入所者入院加算」、「介護保険施設等連携往診加算」の共通するカンファレンス要件としては、ICTによる情報共有を行う場合は年3回以上、ICTによる情報共有を行わない場合は1月に1回以上の頻度で開催
- さらに令和6年度介護報酬改定では、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から「協力医療機関連携加算」を新設した。
※「協力医療機関連携加算」の定期的な会議の開催としては、概ね月に1回以上開催されている必要があること、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該高齢者施設等の入所者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催
- 令和8年度診療報酬改定に向けた中医協では、「協力対象施設入所者入院加算」を届出できない理由として、ICTによる情報共有の体制整備やカンファレンス要件が困難と回答した施設が多かったことを踏まえ、同加算等に関し、顔の見える関係の構築や必要な場合の患者情報の共有を適切に行うとともに、医療機関が多数の施設と連携することが可能となるためのカンファレンスの頻度等、その要件の在り方を論点として議論が行われた。
- また、令和7年度に実施した「高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業」の改定検証調査では、「協力医療機関連携加算」を算定できない理由として、全ての高齢者施設等において、「その他」を除くと、「定期的な会議の負担が重く、会議を行えていない」が最も多く、介護老人福祉施設は46.3%、介護老人保健施設は52.9%、介護医療院は40.3%であった。
- 令和8年度診療報酬改定では、協力医療機関と介護保険施設等とで行うカンファレンスの頻度について、有機的な連携体制を保ちつつ業務効率化を図る観点から、ICTによる情報共有を行う場合は年1回、ICTによる情報共有を行わない場合は原則年3回へと見直された。
- こうした状況を踏まえ、協力医療機関連携加算に係る要件変更として、協力医療機関と介護保険施設等とで行う定期的な会議の開催頻度は、令和8年度診療報酬改定と同様の開催頻度とし、ICTによる情報共有を行う場合は年1回、ICTによる情報共有を行わない場合は原則年3回へと見直すこととする。

(1) 協力医療機関連携加算に係る要件変更について(2) (解説)

- ◎令和8年4月より診療報酬の改定がありました。
その際、診療報酬について検討する中医協(※1)では、「医療機関が多数の施設(※2)と連携することが可能となるためのカンファレンスの頻度等、その他要件のあり方」が議論されました。
(※1：中央社会保険医療協議会)
(※2：厚生労働省資料において「介護施設」ではなく「施設」と表記)
- ◎その結果、診療報酬改定において、関係報酬の要件である「協力医療機関と介護保険施設等とで行われる定期的な会議の開催頻度」が次のように定められました。
- ・ ICTによる情報共有を行う場合は年1回
 - ・ ICTによる情報共有を行わない場合は原則年3回

05.厚生労働省 社会保障審議会(介護保険部会)・介護給付費分科会 資料より

令和8年3月30日介護給付費分科会

(1) 協力医療機関連携加算に係る要件変更について(3) (解説)

◎前ページの診療報酬改定により、診療報酬と同様に給付費分科会では「協力医療機関連携加算」の算定要件のうち『定期的な会議の開催』についても下記のように見直す、とされています。

●対象サービス

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

現行

- ・概ね月1回以上
- ・電子的システムのより入所者・入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合は年3回以上

改定(案) **現在、審議中です。**

- ・ICTによる情報共有を行う場合は年1回
- ・ICTによる情報共有を行わない場合は原則年3回

05

厚生労働省 社会保障審議会(介護保険部会)・介護給付費分科会 資料
より

- (1) 協力医療機関連携加算に係る要件変更について
- (2) やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い
- (3) 通信機能を備えた福祉用具について

(2) やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い(1)

診療報酬改定におけるやむを得ない事情における施設基準等に関する取扱いの見直し

○基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和8年3月5日保医発0305第7号）（抄）

第3 届出受理後の措置等

3 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、1日当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護職員の数に対する看護師の比率について、**暦月で1か月を超える1割以内の一時的な変動があった場合**（ただし、別添2の第2の19に規定する情報通信機器等を用いた看護職員及び看護補助者の業務の効率化に係る届出を行っている病棟を除く。）、**次の全てに該当するときは、第3の1（3）及び（4）の規定にかかわらず、3か月を超えない期間に限り変更の届出を行わなくてもよい（1年に1回に限る。）**。この場合、看護職員の確保に係る取組及び一時的に看護職員を確保できないやむを得ない事情であることを別添7の様式59に記載し、当該事情が生じた日の属する月の翌月までに速やかに地方厚生（支）局長に報告すること。なお、別添7の様式59には、報告する時点で有効な求人票の写しを添付すること。

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に定める**公共職業安定所**（以下単に「公共職業安定所」という。）又は都道府県ナースセンター等の同法第33条に定める**無料の職業紹介事業**（以下単に「無料職業紹介事業」という。）を**活用して看護職員の確保に係る取組を行っていること**。なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、看護職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の看護職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。
- (2) 看護職員の確保に係る取組にあたって民間職業紹介事業者を利用する場合には、**医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと**。
- (3) 公共職業安定所又は無料職業紹介事業等を活用して看護職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該医療機関が**自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、看護職員確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい**。
- (4) やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に看護職員確保ができないことにより、**一部の看護要員へ過度な業務負担とならないよう、保険医療機関は看護要員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること**。

○疑義解釈資料の送付について（その1）（令和8年3月23日厚生労働省保険局医療課事務連絡）医科診療報酬点数表関係（抄）

問9 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和8年3月5日保医発0305第7号）第3の3に規定する「突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情」とはどのような場合か。

例えば、以下のような場合において、看護職員が一時的に不足する状況が該当する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症の拡大により患者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関において感染症に感染し出勤ができない看護職員が増加した場合
- ・ 看護職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合
- ・ 看護職員の自己都合による急な離職等が複数重なった場合

なお、看護職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合においては、公共職業安定所又は都道府県ナースセンター等に求人の申込みを行うに当たって、職員の短期的な不在を補うためだけでなく、長期的に安定的な人材確保を図る観点から求人内容を検討すべきであることに留意すること。

05.厚生労働省 社会保障審議会(介護保険部会)・介護給付費分科会 資料より

令和8年3月30日介護給付費分科会

(2) やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い(2)

人員基準欠如減算

- 通所・多機能・入所・居住系サービスについて、適正なサービスの提供を確保するため、**介護職員・看護職員、ケアマネジャー等の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に、介護給付費の減額（原則3割減算）**を行う。
- ただし、診療報酬での見直しと足並みを揃え、**突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如が発生した場合**(※)は、**ハローワークの活用等により職員の確保に係る取組を行っている事業所・施設について、1年に1回に限り、3か月を超えない期間は、介護給付費の減額を猶予**する。※介護・看護職員が人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合を除く。

【介護老人福祉施設における適用の例】

(規定イメージ) ※実際の規定は診療報酬と同様の規定にすることを想定。

- 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）の規定に基づき、以下に該当する場合に3割の減算となる。

①介護職員、看護職員について、人員基準上必要とされる員数から、

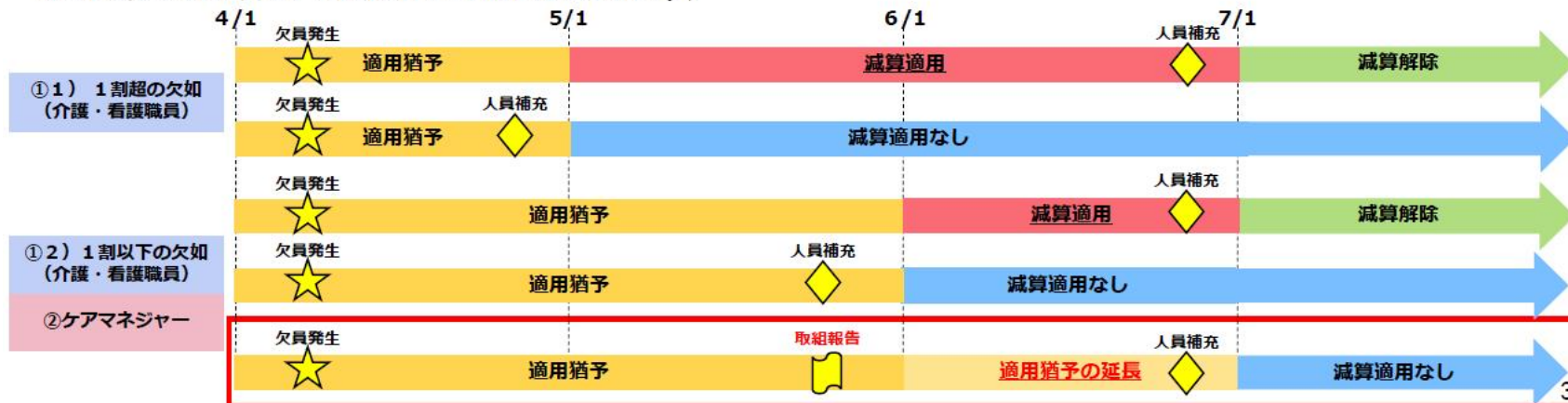
1) 1割を超えて減少した場合は、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算され、

2) 1割の範囲内で減少した場合は、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算(※)される。

※翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。

②ケアマネジャーについて、人員欠如した月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算(※)される。

- ただし、突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情による人員欠如が生じた場合、公共職業安定所等の活用等により職員の確保に係る取組を行っている事業所又は施設にあっては、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図ることを前提とした上で、1年に1回に限り、3か月を超えない期間（人員欠如発生月の翌々月まで）は、介護給付費の減額を猶予する。（介護・看護職員が人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合を除く。）



05.厚生労働省 社会保障審議会(介護保険部会)・介護給付費分科会 資料より

令和8年3月30日介護給付費分科会

(2) やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い(3) (解説)

◎給付費分科会での論点 (抜粋してアレンジ)

- ①人員基準で定められ、人員欠如減算の対象職種が急な退職等で欠員となった場合、3割減算は経営破綻に繋がりにかねない。
- ②人員欠如の減算に至る期間の猶予期間が見直しが必要である。
- ③3割減算は大きいですが、サービスの水準を確保するため、基準の緩和には慎重を要する。

現行

- ・人員基準の1割を超える欠如：欠如月の翌月から解消月まで減算
- ・人員基準の1割以下の欠如：欠如月の翌々月から解消月まで減算

改定 (案) **現在、審議中です。**

- ・次の条件を満たす場合、1年に1回限り、3月を超えない期間（人員欠如発生月の属する月の翌々月）まで介護給付費の減算を猶予する。

(条件)

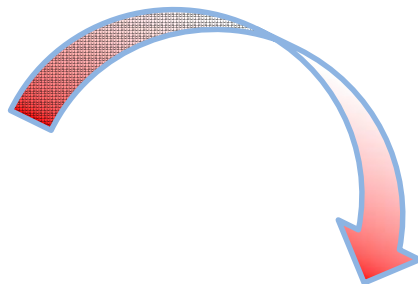
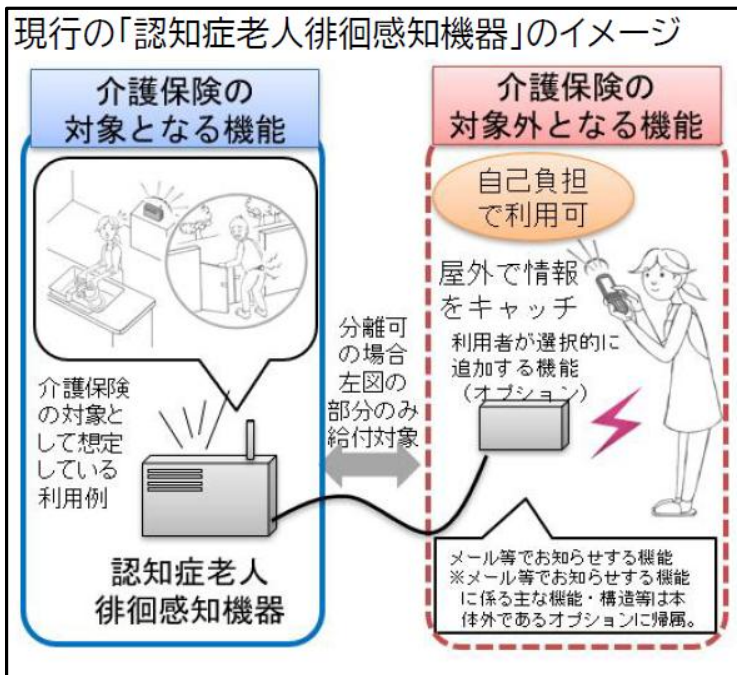
- ・突発的な事案であること
- ・公共職業安定所等の活用等により職員の確保に係る取組を行っていること
- ・一部の職員への過度な業務負担とならないよう、労働時間管理、体制整備を図っていること

05

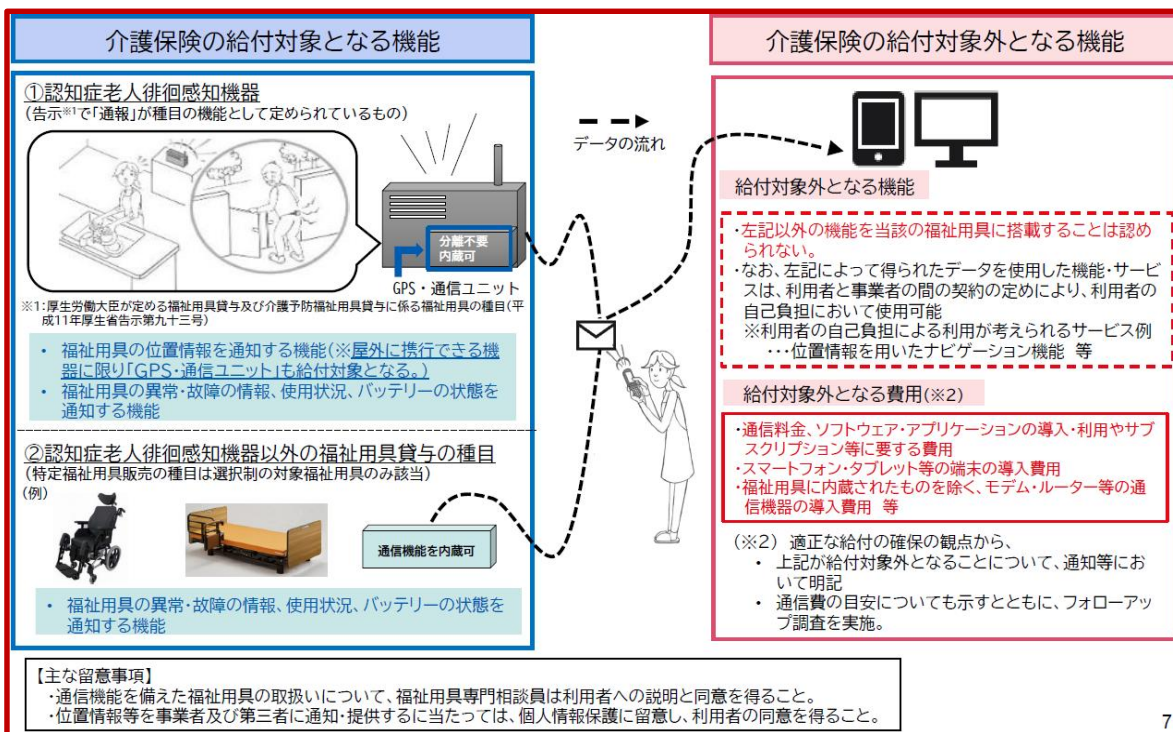
厚生労働省 社会保障審議会(介護保険部会)・介護給付費分科会 資料
より

- (1) 協力医療機関連携加算に係る要件変更について
- (2) やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い
- (3) 通信機能を備えた福祉用具について**

(3) 通信機能を備えた福祉用具について(1)



改正後のイメージ 現在、審議中です。



【主な留意事項】

- 通信機能を備えた福祉用具の取扱いについて、福祉用具専門相談員は利用者への説明と同意を得ること。
- 位置情報等を事業者及び第三者に通知・提供するに当たっては、個人情報保護に留意し、利用者の同意を得ること。

05.厚生労働省 社会保障審議会(介護保険部会)・介護給付費分科会 資料より

令和8年3月30日介護給付費分科会

(3) 通信機能を備えた福祉用具について(2)

① 認知症老人徘徊感知機器

複合的機能	通信機能による通知項目の例	給付可否
GPS等による位置情報の取得	屋外の位置情報 等	給付対象
使用状況	電源on・off、通電時間 等	
異常・故障	エラー履歴、エラーの内容 等	
修理交換の目安	バッテリーの状態、交換目安 等	
転倒・転落	福祉用具の転倒、利用者の転倒・転落 等	給付対象外
緊急通報・通話	緊急呼出・通話 等	
バイタルセンシング	心拍数、呼吸数、血圧、SpO2 等	
睡眠・活動状態のセンシング	睡眠、覚醒、活動状態 等	

② 認知症老人徘徊感知機器以外の福祉用具貸与の種目(例 車いす、車いす付属品、特殊寝台)

複合的機能	通信機能による通知項目の例	給付可否
使用状況	電源on・off、通電時間 等	給付対象
異常・故障	エラー履歴、エラーの内容 等	
修理交換の目安	バッテリーの状態、交換目安 等	
転倒・転落	福祉用具の転倒、利用者の転倒・転落 等	給付対象外
緊急通報・通話	緊急呼出・通話 等	
バイタルセンシング	心拍数、呼吸数、血圧、SpO2 等	
睡眠・活動状態のセンシング	睡眠、覚醒、活動状態 等	
GPS等による位置情報の取得	屋外の位置情報 等	

(注意) 給付対象外の機能が含まれた機器は、その機能の利用に要する費用が自己負担であっても、福祉用具残帯を給付対象外とする。

出典：厚生労働省 社会保障審議会 給付費分科会（令和8年3月30日）資料より

(3) 通信機能を備えた福祉用具について(3)

◎今後のスケジュール

○令和8年4月～：福祉用具情報システム（TAIS）の改修

○令和8年6月頃：改正通知・Q&Aの発出

○解説通知：上述のQ&Aの発出後、自治体、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所等への説明会実施

○TAISの改修完了後、改正通知が施行

（現時点でTAISの改修完了時期は明らかになっていません。）

06

今後の集団指導スケジュール (予定)

06.今後の集団指導スケジュール（予定）

- ◎令和9年4月に介護報酬改定が行われることは「01.はじめに」で書いた通りです。
給付費分科会はゴールデンウィーク以降は各月複数回開催される予定です。
それに合わせて介護保険部会の開催回数も増えてきます。
これらの会議の開催の度に集団指導ができればよいですが、実際には難しい部分もございます。
このことから、皆さんも厚生労働省のホームページに掲載される介護保険部会や給付費分科会の資料や議事録を適宜見ていただくことを推奨します。

- ◎令和8年度は、可能な限りパワーポイントによる集団指導を松江市のホームページに掲載します。（奇数月を予定しています。）

- ◎令和5年度から令和7年度まで実施していましたが、会場とWebを使ったハイブリッド型の集団指導も検討しています。また、テーマや開催時期は現在検討中ですので、決定し次第、周知をいたします。

07

終わりに

07.終わりに

- ◎令和8年度は、令和6年度以降に介護施設・事業所やその運営法人から寄せられた一般的な質問についてのQ&Aを何らかの方法で周知できるようにしたいと、現在、検討しています。
- 例年200件前後の質問があり、報酬改定の年度は350件を超えます。これらのことから、このQ&Aの整理にはもう少し時間をいただきたいと思いますが、介護施設・事業所の皆さんに活用いただけるものを作成したいと考えておりますので、ご理解ください。
-

令和 8 年度松江市介護保険事業者集団指導

「第 1 回集団指導（パワーポイント指導）」



令和 8 年 5 月
松江市介護保険課